

平成16年（行ウ）第20号 ハッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

証拠申出に対する意見書

平成20年5月13日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告両名訴訟代理人弁護士

伴

義



被告茨城県知事指定代理人

長谷川



緑川



木村

正



芝沼

清



渡辺

勝



時野谷



井坂

頼



関根

仁



二川



斉藤

茂



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

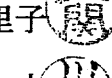
蓼沼

秋



岡本

茂



大関

麻里子



川又

敬

1

原告らの証拠申出書（平成19年9月28日付け）及び追加証拠申出書（平成20年5月9日付け）による証人尋問の申出に対する被告らの意見は、以下のとおりである。

## 第1 意見の趣旨

原告らの申出に係る各証人の尋問を実施することは不要かつ不適切であり、本件は直ちに結審されるべきものである。

## 第2 意見の理由

1 本件において、原告らの主張をいかように善解しても、八ッ場ダムに係る計画等やこれを受けた国土交通大臣の納付の通知が不存在又は重大かつ明白な瑕疵があつて無効だなどと言えるものではないため、治水に関する負担金（地方負担金）や利水に関するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）の国庫への納付が違法となるものではなく、また、水特法負担金や基金負担金の支払いについても、その原因行為である内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域指定、水源地域整備計画の決定が著しく不合理で予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるともいえないため、それらが違法となるものではない。証人尋問は全く無意味である。

2 八ッ場ダム建設事業は、国土交通大臣が関係各大臣との意見調整や審議会の答申を経て、さらに関係都県知事やその議会の同意等も経て実施している国の事業であるが、本件は、地方公共団体の国庫への負担金の納付等に藉口して住民訴訟の予定していない国の事業そのものを争っているものであり、また、間接民主制のもとで選挙により選出された長、議会議員が決定した政策問題について、選挙権者の50分の1以上の連署によることもなく（地方自治法75条参照）、たった21名の県民が、地方財政法違反などという的外れな法律論を持ち出して争うという住民訴訟の極端な濫用例である。本訴審理のこれ以上の継続は、地方自治法の制度趣旨に違背する手続といわざるを得ない。

3 原告らの申出に係る各証人についての意見は、以下のとおりである。

(1) 利水問題につき、嶋津暉之（甲11）、柏村忠志（甲12）の申出をしてい

る。

嶋津については、その立証趣旨（証拠申出書2頁）と甲11から明らかとなり、茨城県の水需要予測の方法等に対する同人なりの批判と県全体の水源地から水需要予測量を差し引き計算して水余りだから八ッ場ダムの開発は不要だという趣旨の意見に加え（これらが本件と無関係なものであることは、被告らの準備書面（17）22～25頁）、水源の転用についての政策上の提言をしているだけである（特に甲11の18～23頁）。本件の帰すうを左右するようなものではない。原告柏村については、甲12を善解しても単なる政策論争でしかなく、これまでなされた意見陳述を出るものでもない。このようなものに対する被告らからの反対尋問の予定はなく、証人尋問は実施は不要である。

なお、県職員根本雅博、仙波操の証人尋問の申出をしているが、本件とは関係のない水需要予測の方法等のしかもその弾劾のためのものでしかなく（証拠申出書3、4頁）、このような弾劾が不要であることはいうまでもない。

(2) 治水問題につき、大熊孝（甲B55がある。）の申出をしている。

治水は国（国土交通省）の所管であり（被告らの主張は、国（国土交通省）に対する意見照会とそれに対する回答によっている。）、その立証趣旨（証拠申出書5頁）にある八斗島地点の基本高水のピーク流量や利根川中・下流が八ッ場ダムにより治水上の利益を受けることがない旨については、国の裁量に属する事項であり（なお、これらは、社会資本整備審議会河川分科会に提出され採択されなかった意見（乙193-1～3）と同旨のものを当法廷で蒸し返しているだけである。被告らの準備書面（15）5・6頁、同（17）20・21頁）、茨城県は当事者ではないため、被告において反対尋問をするような立場にはなく、その予定もない。反対尋問のない証人尋問が不要であることは言うまでもない。

なお、国土交通省関東地方整備局河川部長の職にあるという河崎和明の申出をしている。その立証趣旨（証拠申出書5・6頁）からすると、八斗島地点の

基本高水のピーク流量 $22000\text{ m}^3/\text{秒}$ 等の「計算方法」の弾効を目的としているが、河川部長の立場にある者がこれを「把握している立場にある」とも想定し難く、また、そもそもこのような弾効は無意味である。さらに、県職員の早乙女秀男の追加申出をしているが（追加証拠申出書4頁以下）、茨城県の立場は、当然のことながら県民の被害回避のため治水安全上最大の政策が望ましいということに尽き（被告らの準備書面（17）19・20頁）、同人を弾効してもこれも意味がない上、基本高水のピーク流量の設定等は同人の決定し得る事項でもない。

- (3) ダムサイト、地すべりの危険性について、坂巻幸雄（甲D15）、奥西一夫（甲D14）の尋問の申出をしている。

これらの問題も、治水問題と同様に、国（国土交通省）の所管に属する事項であり、茨城県は当事者としての立場にはなく、反対尋問をする立場にもなく、そのため証人尋問は不要である。そもそもこれらの点は技術的対応で可能なのであって（被告らの準備書面（17）26～28頁）、八ッ場ダム建設事業に係る計画等を違法無効とするようなものでもない。

甲D15は直前に提出されたものであるが、本件の調査等に携ってもしない国家試験に合格した技術士なる者が、ほとんど国土交通省の報告書の記載のみをもとに、国土交通省とは異なる意見を一方的に述べているだけのものであり、また、甲D14にしても（特に27頁の7以下）、危険斜面の確定、対策工事が必要、徹底した調査、再調査等を提言した上、住民の同意を得るかダム事業から撤退するかという作成者の個人的意見を述べているだけであって、いずれも本件の適否とは関係がない。

- (4) 環境問題につき、花輪伸一（甲E17がある。）の申出をしている。

この点が茨城県の財務事項とは無関係のものであることは言うまでもなく、尋問は不要である（被告らの準備書面（17）28頁、同（12））。

なお、証人西川伸一（甲A1）が不要であることは、あえて述べるまでもないであろう。

4 以上のとおり，本件で証人尋問を行うことは不要であるのみか，地方自治法の制度趣旨から逸脱した不当な手続となるおそれがあり，実施すべきものではない。

本件は，直ちに結審されるべきものと思料する。

以 上